

令和 4 年 1 月 2 日

関係各位

一般社団法人大日本水産会
全国漁業協同組合連合会

「漁業者に新型コロナウイルス感染者が発生したときの対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」の一部改正について

漁業関係者の皆様におかれましては、これまでも新型コロナウイルス感染症が蔓延する中で「漁業者に新型コロナウイルス感染者が発生したときの対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」にもとづき事業を維持し、水産物の安定供給に努めてこられましたことに、厚くお礼申し上げます。

今般、一般社団法人大日本水産会及び全国漁業協同組合連合会では基本的ガイドラインについて、平時への移行のプロセスの一環として、感染拡大防止と社会経済活動の両立の観点から、最新の知見等を反映した改正を行いました。

漁業関係者が事業を維持し、業界の使命である水産物の安定供給を行うため、今後とも基本的ガイドラインに則って感染予防と事業継続を図ることとしますので、会員・組合員の皆様におかれましても、改正後の基本的ガイドラインに則り現場の状況も踏まえながらご対応下さいますよう、引続きのご理解とご協力をお願いいたします。

○ガイドライン改正のポイント

1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底

- ・オミクロン株等の変異株の拡大を踏まえ、エアロゾル感染対策が重要との観点から、船内や事務室の換気について、必要な換気量、CO2 濃度、湿度、室温等の目安、空気の流れを阻害しないパーティションの設置等を記載。(※1の(1)の④)
- ・マスクの常時着用を見直し、屋外では、人との距離が保てず会話をする場合に着用することとすること、正しいマスクの着用についての周知を記載。(※1の(1)の④及び⑤等)
- ・共用部の清掃(消毒)について、頻度が高すぎる部分を見直すとともに、マスクや手袋の着用かつ外した後の手洗いを求めている部分を作業後の手洗いのみに緩和。(※1の(1)の⑧及び⑨)
- ・船内や事務所等への来客の氏名及び連絡先の把握、COCOA 利用停止に伴う利用の呼びかけ、室内でのマスクを着用している場合における会話の切り上げ、感染症拡大防止に特に重要となる事項を職場内で共有するための職場内チェックリスト作成等、の記載を削除。(※1の(1)の⑩、(2)、(5)等)

2. 出航前及び航海中の対応

- ・自宅待機とする対象から、過去14日以内に、入国制限又は入国後の観察期間が必要な国等への渡航者や当該国等の在住者との濃厚接触がある場合を削除(※2の(2)の②、1の(1)の②)

3. 新型コロナウイルス感染症患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

- ・患者発生時、65歳未満の重症化リスクの少ない者であって症状の軽い場合は、自治体の健康フォローアップセンター等に連絡することで、健康観察を受けることが可能であることを記載。(※3の(1))
- ・保健所による濃厚接触者の特定が行われない場合は、感染対策が不十分な接触が疑われる従業員について濃厚接触者に準じた対策の実施を記載。(※3の(2)の②)
- ・濃厚接触者の待機期間を短縮(※3の(3)の①)